

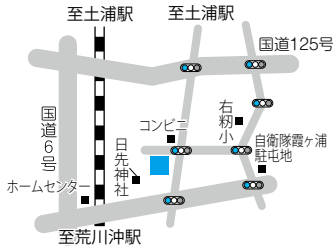
市民農園利用者募集



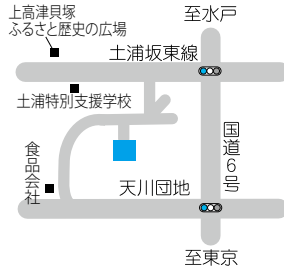
野菜の栽培、収穫を通じて、土に触れる喜びを味わってみませんか。

☎ 農林水産課 (☎826-1111 内線7618)

摩利山農園



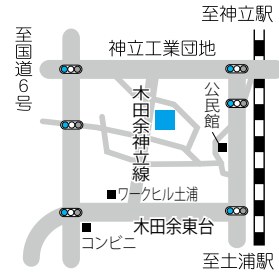
高津農園



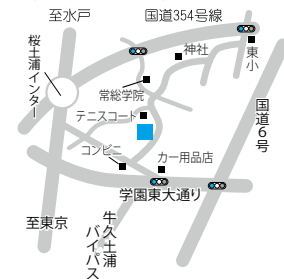
虫掛農園



神立農園



中村西根農園



募集区画数／いずれの農園も数区画ずつ(1区画20㎡、1世帯1区画まで)
応募資格／市内に居住している農業世帯でない方

利用料／年3500円

申込方法／電話で

申込締切／3月14日(金)

※3月20日(木)に高津庁舎で利用区画の抽選会を行いますので、はんとこと利用料をご持参ください。なお、抽選時間は申し込みのときにお伝えします。

※中村西根農園のみ有機栽培専用農園です。



もしも、

病気やケガで障害が残ったら…

障害基礎年金

国民年金加入中や、20歳前の病気、ケガで障害の状態(精神の障害も含む)になったときは、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

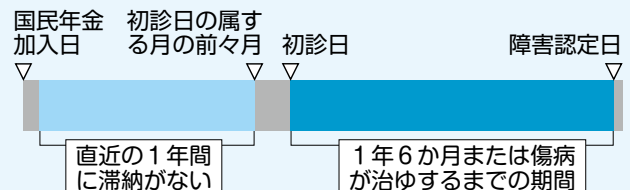
◎障害基礎年金を受けるための要件

- ①初診日(病気やケガで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で日本国内に住所を有していること(老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている方は該当しない場合があります)
- ②初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)があること
- ③障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること(身体障害者手帳の認定とは異なります)
- ④20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障害年金を受けられます。(本人の所得制限があります)

特例



②の保険料納付要件とは別に、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間がなければ該当する特例があります。



※障害認定日とは、原則として病気やケガで、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月を経過した日。または、それ以前に症状の固定した日です。
※障害基礎年金の裁定は日本年金機構で行います。また、請求をしても認定されない場合もあります。

◎障害基礎年金の年金額(平成25年度10月から)

- 1級障害…97万3100円
- 2級障害…77万8500円

※障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている子(18歳に達した年度末まで。障害のある子は20歳未満)があるときは、次の額が加算されます。

1人目・2人目の子	1人につき22万4000円
3人目以降の子	1人につき7万4600円

☎ 国保年金課 (☎826-1111 内線2290)